

觀風整俗使攷

横山裕男

はじめに

征服王朝としての清朝が順治入關して以後、三代目の君主として、王朝の礎を確固たるものにしたといわれる雍正帝の數々の治績の中、乾隆以後に引つがれたものとして『奏摺政治』『養廉銀』などについてはすでによく知られるところである。

さて、雍正帝が力を注いだ政治の中で見逃すことが出来ないもの一つに、父康熙帝の施策を引ついだ思想統制、特に生員層に對するきびしい取締りが擧げられる。康熙帝の聖諭十六條を敷衍した『聖諭廣訓』、更には、『御製朋黨論』などがその事績の一つとして残されたものであり、これによって思想的主導権を一層強力に驅使し、獨裁政治に

更に確固たる足場を興えようとするものであった。雍正時代における思想統制については、小野和子氏に詳しい論考があり、又、これに關連して『學臣制』の改革について荒木敏一氏の論考がある。ここに取上げた問題は、雍正時代にごく短い期間、浙江・福建・湖南・廣東の四省分に限って設置された『觀風整俗使』についてである。『觀風整俗使』は清一代を通じて雍正時代特有のもので、地方の風俗滂滴なるを放置したまま、民が重罪に陥つて後に之に刑を加えるのはまことに忍びない、何とか之を正して全人民を一樣に獨裁君主の威光のもとに立たせたいという雍正帝の『善意』から出たものであった。設置をみた省分が何れも何らかの意味で獨裁君主政治遂行上に問題をはらんでいた地方であることがその間の事情を物語っている。

荒木氏は觀風整俗使の設置を學巨制の改革に關連して取上げておられるが、そこで指摘されたように、この問題についての史料はごく限られており、『雍正硃批諭旨』——以下硃批諭旨と略稱——がその大部分を占め、これを補うものとして『大清世宗憲皇帝實錄』——世宗實錄——及び『雍正・東華錄』があるにすぎない。『清史稿』は、世宗本紀に浙江・廣東に於ける設置及び湖南に於ける裁去について述べて居るにすぎず、設置・裁去の事情についてはふれるところがないありさまである。雍正一代に限り特有のものとしての存在がかかる結果を來したものであろう。又、『清稗類鈔』は21考試類及び27爵秩類に於いてそれぞれ一ヶ所ずつふれて居る。どちらも浙江の場合であり、記述にも混亂がみとめられ一次的な史料にはなり得ないが、しかし、設置の事情を知る手がかりとはなるであろう。しかし一代限という運命をになったにせよ、觀風整俗使の存在は雍正政治史の一面にスポットをあてるものとして注目されてよいと思うので、蒐集し得た史料の範圍内で拙考を展開しようと思う。

一

私たちが最もやく觀風整俗使の設置の記事に出遇うのは、世宗實錄卷四八・雍正四年冬十月甲子に繫けられた浙江に於ける設置の記事である。ここでは、

諭九卿等。朕聞浙省風俗澆漓，甚於他省。若不力爲整頓挽回，及其陷於重罪，加之以刑，實有不忍。朕意，專遣一官，前往浙江，省問風俗，稽察姦僞，應勸導者勸導之，應懲治者懲治之，務使紳衿士庶，有所儆戒，盡除浮薄黨凌之習，歸於謹厚，以昭一道同風之治。其如何設立衙門，鑄給關防之處，著詳議具奏。尋議。查，唐貞觀中，置觀風俗使，巡省天下，觀風俗之得失。今遣官前往浙江，省問風俗，稽察姦僞，應授爲浙江等處觀風整俗使，鑄給關防，以重職守。從之。○以河南學政・光祿寺卿王國棟，爲浙江觀風整俗使。

とあり、雍正帝の發意が九卿の立案を経て實現されることになり、初代の使には王國棟が任用されることになった。その理由は、浙江が士風の悪いことにかけては定評のあるところであり、これをそのままに捨ておくことは天子とし

て忍びないというにあった。浙江である程度の効果があがれば、順次他にも及ぼそうという試みとしての第一着手でもあったことは想像にかたくないと思われる。文中に「紳衿士庶」とあるが、ここでは讀書人に重點があることはいうまでもない。世宗實錄・卷四八・雍正四年九月丁巳に、

諭内閣。……朕觀今日之士、雖不乏閉戶勤修讀書立品之人、而蕩檢餘閑不顧名節者、亦復不少。或出入官署、包攬詞訟。或武斷鄉曲、欺壓平民。或抗違錢糧、藐視國法。或代民納課、私潤身家。種種卑汚下賤之事、難以悉數。彼爲民者、見士子誦讀聖賢之書、而行止尚且如此、則必薄待讀書之人、而并且輕視聖賢之書矣。士習不端、民風何由而正。

とみえるように、風俗の源は讀書人にありとする觀點から、立場を利用した讀書人の数々の不行跡の取締りについてはかねてから頭を悩ましていた雍正帝が、テスト・ケースとして悪いことにかけては最も定評のある浙江を選んだことがうかがわれる。清稗類鈔・21・考試類「世宗復浙人鄉會試」に、浙江に於ける觀風整俗使の設置についてふれ、

雍正丙午（四年）世宗以浙人查嗣庭・汪景祺詩文悖逆、風氣惡薄。於是、詔罷浙江春秋貢士、戊申（六年）。設觀風整俗使、以訓之。時奉命持節至者、爲大宗丞・奉天王國棟。

とある。ここで、設置を雍正六年にかけているのはあやまりであるが、同じく清稗類鈔・27・爵秩類「浙江觀風整俗使」が設置を一月早く雍正四年九月に繋けて居り、いづれも繋年についてはあやまりをおかしてはいるものの、設置の理由として、これまでの文字の獄に於ける罪人汪景祺・查嗣庭がすべて浙江人であったからだとしているのも、讀書人「善導」をかかげる雍正帝の惡讀書人の天下の發生地浙江をまず端さんとした心情をあやまりなく傳えていると思う。清朝の讀書人「善導」政策は順治以來着々と行われて来たことであり、雍正帝に至って更に強化が試みられていたのであるが、かの查嗣庭事件すらおこるに至っていることからおして、なかなか所期の効果は擧らなかつたと思われ、そのことにたまりかねた雍正帝の思いきった處置が、浙江に於ける郷・會試の停止とそれに伴う觀風整俗使の設置であつたと言えよう。

浙江の土風については、李衛によれば、殊批諭旨・雍正四年十二月初二日の奏摺に、

臣於未到浙江之前、初以爲、紹興府屬刁惡甲於天下、次則杭・嘉・湖也。……如紹興一府、所屬各縣人民、凡有點才能事之輩、多不肯安居本籍、俱遠出在外、其在本地土著、大抵無他技能、故紹興刁風、遠不及於嘉・湖。

と、紹興府の風俗の悪いことが「天下に甲たり」との世評に反して嘉興・湖州二府の風氣の悪さがとりわけて酷いことを述べ、ついで杭州・嘉興・湖州三府を分析して居る。

至杭州府所屬、惟省城・海寧一處。人情輕浮、好事健訟、不安本分、懸虛掉謔、刻薄妄誕。而省會五方雜處、姦良不一。然俗稱杭州人、名曰阿獸、即欲爲惡、有始無終。其性畏法而不懷德、故雖屬澆漓、尚易懲治。此外屬縣、竟有淳樸鄉愚事怕者。……其嘉・湖所屬、除安吉州・孝豐・武康二縣稍可、其餘則皆習尚嚮凌、人心刁詐、貪利忘義、打降生事、窩盜爲匪。更多刀筆自雄、動輒駕虛誣告、變幻百出、不能枚舉。

ついで、その他の府屬にふれて、

……其次則金華府。地方多係山蠻冥頑。村野每有鳴鑼聚

衆、健訟好鬪之事。……其次則寧波・溫・台三府。地當濱海、閩人雜居。而處州在萬山之內。此四處所屬、刁風亦盛、姦匪易藏。

と述べている。これに對して雍正帝は殊批で、

浙江風俗刁詐、天下共見共知。朕信爾必能實心整飭、故命往撫治。所慮者、一人之精力有限、衆多之勞怨難勝耳。

汝之竭誠報効而論、勞固不惜、怨亦何辭。第於朕心、則有所不忍。所以既有前番振刷之特諭、又繼以觀風使之建設。

と述べて、李衛一人にそのような浙江の刁風刷新の責任をおしかぶせるに忍びないから觀風整俗使の設置にふみきつたとしている。⑤。これからもうかがわれるように、浙江の風俗問題は單に浙江一省だけの問題ではなく、それがひいては全國の問題となる點をはらんでいた。紹興出身者で本籍にとどまる者にはそれほど問題がなく、何かと理由をつけて外地に出向く連中が問題となつてゐる點に、その間の事情をうかがうことが出來よう。⑥。又、年によつては、會試の一甲三人を悉く占めることすらある浙江出身者が、やがて政治の舞臺に進出して來ることを豫想すれば、浙江の風俗問題は見すごしにすることの出來ぬものであつたわけであ

る。ここに觀風整俗使設置の第一着手が浙江に於いて行われた理由の一つがあった。

最初の觀風整俗使になった王國棟は雍正四年十月に發令されて、翌五年二月に着任しており、以後李衛の片腕としておおいに治績をあげたという。

王國棟は、漢軍鑲紅旗人、康熙五十二年の進士、康熙年間、國子監司業、侍講、侍讀を歴任、雍正元年、右通政となり、同年十月、河南學政に任ぜられ、雍正四年、右通政より光祿寺卿に遷ったが、浙江觀風整俗使の設置に際してその人物を見込まれて拔擢された。傳によると、

國棟抵任。以浙江風俗澆漓・諸務廢弛、仰遵聖訓、時以尊親大義、宣諭紳士。懲頑抗以清積欠。究包訟以警奸徒。革虛冒以飭營伍。嚴保甲以弭盜源。巡歷所至、據實以聞。溫諭獎之。

とあり、期待どおりの成果をおさめたようである。李衛もその奏摺の中で、近ごろ浙江の風氣がおおいに變化する萌しが見えはじめて、雍正帝の心を慰めるところがあり、それがはげみとなって李衛自身にもますます化導に努めさせているが、これは民風がもとから刁詐と稱されながらもど

こか腰くだけのところがあるので、獷悍にはならないことは雍正帝の推察のとおりであること、又、雍正帝のたゆまぬ訓戒のたまものであることは勿論のことながら、王國棟が聖化を推行せんとした努力のたまものでもあると述べている。王國棟自身も「殊批諭旨」の奏摺の中で、その努力のほどを述べて次のように言う。

(1) 臣每至一州縣、即傳集紳衿人等、至明倫堂宣布、『：因浙省風俗澆薄、屢頒聖訓、深切著明。復設尊官、整齊化導。無非欲爾等紳衿士民明天地之經、識尊親之義、安上下之分、重廉恥之防。爾等遭逢聖世、仰沐皇仁、應各念父母之邦、爲子孫之計、一切浮狂・詐僞・抗糧・健訟、種種惡習、務期洗心滌膚、痛自革除……』紳衿人等聽聞之下、無不感激愧悔。

(2) 除生事劣紳等、臣俱繕疏糾參外、凡抗糧・包訟生監、及姦胥・里棍、俱拏交各該地方官審究。各州縣力學敦行之士、臣訪知的實、或給扁示旌、或面加獎勵、以示鼓勵。

(3) 浙民向來健訟、每逢地方上下衙門放告、動輒一二百紙。近日詢之各屬有司、俱云『詞訟比往時減半。』

(4) 近日、浙省人民、稍知辦賊急公、息爭減訟。姦究之徒

潛蹤斂跡。此爲尊親向化之一驗也。

(5) 抵任半載、浙江十一府、已歷杭・嘉・湖・紹・寧・台六郡計四十餘縣。……其金・衢・嚴・溫・處五郡所屬、臣雖未身歷、所有風俗・吏治・營伍一切事宜、久經通行檄飭、兼隨處查訪。聞、民俗金華刁悍。温州浮囂。衢州稍覺質實、但棚民頗多。處州儉陋。嚴州醇樸。此五府風俗大概。然較之杭・嘉・湖等處、厚薄相去甚遠。現在錢糧・詞訟、俱稍異從前。

この功によって王國棟は、雍正五年五月、同じく難治と稱されていた湖南の巡撫に拔擢され、その後任には、浙江布政使許容が任ぜられた。しかし乍ら、この程度の成果は雍正帝にとっては満足のゆかぬものであったらしく、浙江觀風整俗使設置の翌月斷行された浙江に於ける鄉試並に會試の停止は解除されていない。雍正帝が浙江に於ける鄉・會試の停止にふみきった理由は、世宗實錄・卷四九・雍正四年十一月乙卯に次のように記されている。

讀書所以明理、講求天經地義。知有君父之尊、然後見諸行事、足以厚俗維風、以備國家之用。非僅欲其工於文字也。浙江文詞甲於天下、而風俗沸漓、弊壞已極。……查

嗣庭・汪景祺乃敢肆行謗議、悖逆猖狂、公然紀載。……

今若容悖逆之人顛倒是非、私行紀載、則史冊皆不足憑矣。豈非千古罪人乎。浙江風氣如此。儻聽其頽敝、不加

整飭、何以成一道同風之治。朕思、開科取士、原欲得人任用。豈徒以其文章・詞藻之工、有益於民生・吏治乎。

且巡撫李衛等、從查嗣庭家中、搜出科場懷挾細字、密寫文章數百篇。似此無恥不法之事、不但藐視國法、亦且玷辱科名。浙江士子未必不因此效尤。應將浙江人鄉・會試停止、俟風俗漸趨淳樸、再降諭旨。

鄉・會試の停止は、なかなか「思想善導」路線にはのって來ないのに官界への進出には汲々として居る浙江人士に對して雍正帝がついに引抜いた傳家の寶刀であった。その解除をまつためには見せかけだけでも風俗の醇化が行われたようにつとめねばならず、李衛も奏摺中でしばしばその成果があったことに言及して處分解除を奏請している。しかし、鄉・會試停止解除の實現は、雍正六年八月を俟たねばならなかった。

以上は、觀風整俗使設置當初の事情であるが次にその役割について概観しよう。役割の主なるものは、風俗を端正にすることであることは、上述によって、了解せられるところであるが、更に詳しく言えば次のような内容をもつ。ただ何分にも、雍正年間の限られた期間にのみ設置されたにすぎないという性格から、會典等には記録されていないので、實施の状況はすべて硃批諭旨によるしか方法がない。(一)内の人名・日附は硃批諭旨中に於ける奏摺を奉った者の氏名及び奏摺の日附である。日附の無いのは原奏に日附を闕くものである。

任務の第一は任地を巡行して人民を明倫堂に召集して上諭をよみ聞かせることであつた。このことは前引の王國棟の言にも見え、又、許容・蔡仕舫にも次のように述べられている。

(1)臣於督臣李衛查驗工程回省後、卽束裝巡視杭屬之餘杭・臨安・於潛・昌化・新城・富陽等縣。……臣恭詣各學、率領紳衿耆庶、望闕叩頭行禮、講讀聖諭廣訓、復宣布皇仁。(許容・六年四月二十八日)

(2)臣職司巡查。凡有聞見、理宜據實糾參。(王國棟)

(3)臣每到郡縣、赴明倫堂、講上諭、申以告誡。紳衿・兵民環而聽者、俱各懽欣率教。(蔡仕舫・七年十二月十二日)

風俗の純化を設置の第一の目的とする以上、右のことはいうまでもないことながら、欽差を奉じて任地を巡行するということから督撫・提鎮と互に掣肘しあつていらざる摩擦をおこすことなきにしもあらざる點は雍正帝の當初からの懸念であつて、固く戒めるところであつた。許容に與えた硃批で次のごとく戒めている。

不貪不徇、諒能企及、虛己和衷、恐有未逮。假如膺此任者、或與督撫掣肘、或與提鎮不協、則非特無益、兵民翻嫌、地方上多設一官矣。(許容・五年六月十五日)

とはいつても、むやみに附和し、或は、自己に偏執することも斷じて爲すべからざるところであり、地位を利用して科目を袒護し、請託を聽受することは重い罪愆に陥ることを意味した。

凡地方事宜悉與臣李衛商酌辦理、固不敢隨聲附和。亦斷不敢偏執己私。至袒護科目、聽受請託、屢蒙皇上諄諄開導、寧敢自踏重愆。△硃批▽所圈數語盡之矣。但勉言行

相符可耳。(許容・六年正月二十六日)

次に、觀風整俗使は上諭を奉じて錢糧の清查を命ぜられることがあった。硃批諭旨・王國棟に、

臣又特奉上諭、命臣清查浙江項抗錢糧一項。舊例『包攬抗欠紳衿、州縣詳請革懲、督撫院司始行查究。』臣思浙江風俗澆漓、不同他省。必待有司詳請、恐州縣未必盡能執法。臣已行文各府州縣、依限催徵、仍令按季、將完欠分數、據實冊報。臣於完半全完之期、按冊稽察、內中如有紳衿・黎庶頑抗不納者、不待州縣詳請、臣即分別輕重處分、應參究者參究、應革懲者革懲。庶通省之人咸知奉法、而頑欠可清矣。▲硃批▼甚是。實力爲之、毋少瞻徇。

とあり、錢糧清查にあたっては、舊例のように州縣の詳請をまづ必要もなく、思いどおりに事をはこぶことを許されていた。しかし、錢糧清查に限らず、功をあせって一存で事を運びすぎることもしつたんだき雍正帝の叱責を招くかわからない。王國棟が、胥役や商人が組になって邸抄を購讀する風のあるのを快からず思い、これを禁止した時のこととして、

訪聞、民間有胥役・市販合湊幾家、買閱邸抄者。臣思、小民無知、不宜與聞國事。雖皇上所行、率皆化民成俗・仁育義正之事、無不可使人知者、但此輩一閱邸抄、每多訛傳、以惑衆聽。諸如此類、亦風俗人心所關。臣已嚴行戒飭、倘有犯者、立拏重懲。▲硃批▼此一節尚在可否之間。(王國棟)

とあり、無知の小民に邸抄の購讀を許しておくことはデマばかり多く、無知の人民をますます惑わすことになるから禁止したという王國棟の處置に『可否の間に在り』という評を附して居る。果してそういうことが實施できるかどうか、また禁止した効果がどうかについて疑問がある、という雍正帝の心持を表わした言葉であろう。觀風整俗使のこのような努力の結果は、

浙省歷年舊欠錢糧、自奉旨清查以來、士民感戴皇恩、爭先完納。向日衿監包攬・收役侵漁、俱已斂跡。雍正六年錢糧、或按額全完、或完至八・九分有零。雍正三・四・五等年、共舊欠銀七十餘萬兩、已徵完四十萬餘兩。雍正二年以前帶徵錢糧、亦俱報有溢完。至承追虧空各案、亦已陸續追完銀六萬九千七百餘兩、未完者現在催追。(蔡

仕舩・七年正月二十九日)

と報告されている。ところで、往々にして無著の虧欠の原因となる胥吏、甚だしきは知州・知縣の中飽についても觀風整俗使は監察の目を光らせねばならなかった。許容は、無著虧欠の發生の一因を、

我皇上御極以來、各省倉庫俱漸清理。獨浙省尚有那墊流抵・有名無實之懸項。遞相授受、輾轉接徵、或經數任、不能完結。湖厥由來、皆緣蠹胥滑吏朋比作姦、吞糧侵賦。

始則迫官那移、暫副經徵之考成、迨經離任交盤、遂有民欠之流抵、而冊交欠戶、盡屬零星。按之紙上、則累百盈千。追之民間、則強半無著。徒存流抵之名、究無徵補之實。不但姦胥滑吏愈得施其伎倆、而不肖州縣於離任交代時、雖本無那虧、以有此陋弊可援、必搜羅積年各項尾欠、疊冊流交。甚至花戶之短封・衙役之借支、一併闕入、竟將徵存在庫錢糧、侵扣入囊、作爲某項墊用、造入交盤。積習相沿、何所底止。(許容・五年六月十五日)

とのべている。事務ずれした胥吏連、そして彼等胥吏の行った悪弊を反って自己の中飽に有利に利用しようとする州縣を監視して、錢糧徵完率を少しでも全完に近づけて行か

ねばならぬ。このような觀風整俗使の任務は督撫・布按等のそれと同一のものになってしまふ。「察吏」が政治の根本なりと雍正帝は機にふれて語りきかせて居る。例えば、

治平之道、惟察吏爲本。其餘屬枝葉。但能秉公察吏、自必庶績咸熙、百姓蒙福、天下治矣。(王國棟・硃批

▽)

又、

爲治之要、只在察吏一事。其餘皆屬末節。但能秉公破面、詳情酌理、爲國家甄別人材、而懲戒教育之、則諸政無不就理矣。勉爲之。(蔡仕舩・七年正月二十九日 硃批▽)

従つて彼等は、巡行先で見聞することはすべて奏摺として上聞に達しななければならない義務を負つたのである。

城工・堤工等の工事は、水害・旱害などがおこつた場合に窮民救済策として行われることであるが、これら工事の監督にも責任を分擔せしめられた。例えば、雍正五年二月に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける城工・堤工・河工も、その一つであったが、これには王國棟が責任を分擔して李衛に協力している。^⑧

このようにして觀風整俗使に課された任務は廣い範圍に亘るものとなったが、他の者から見ると、なるほど範圍はひろくても大綱だけをしっかりと覚えていればよい閑職と見られがちであった。李衛の奏摺に、

觀風整俗使一官、於錢穀刑名、固皆所管。然不過總稽大綱、旁察弊竇。(六年四月初六日)

とあり、また同じく李衛が丁憂によって回郷するにあたって巡撫の任務を署理させるべき人を論じた中に、

總督職任、稽核營伍、選補武職。凡事皆總大綱、不甚繁瑣。欽差副都御史性桂尚堪暫爲署理。惟巡撫所辦刑名錢糧、事務頗多。而觀風整俗使蔡仕舫本任原無繁劇職掌、可以交與暫署。(七年正月二十二日)

とあって、繁劇な巡撫を署理さすべき者として、本來とりたてていうほど繁劇な任とは考えられない觀風整俗使の任にある蔡仕舫をおしている。

三

浙江に初めて設置された觀風整俗使はその後、福建・湖南・廣東に相繼いで設置された。背負わされた任務は前節

に述べたことと大同小異であるので、ここでは、各々の消長をざっとたどってみよう。

浙江に於いては、王國棟のあとをついだ許容が雍正六年十月甘肅巡撫に轉出し、その後は、浙江糧道であった蔡仕舫がひきつぎ、八年十一月ある事件によって降調されるまで在任。蔡仕舫が降調されると共に浙江觀風整俗使の缺は裁去された。浙江觀風整俗使は四年・三人の着任を見たわけである。

許容は、河南・虞城の人、康熙五十年の舉人、陝西・府谷縣知縣をふり出しに雍正元年會考府郎中となり、その後、陝西按察使任内に河東巡鹽御史馬喀の入己の罪を彈劾した功によって浙江布政使に拔擢されて居たが、五年五月王國棟に代って浙江觀風整俗使となった。⁴⁰ただ、協調性に乏しいきらいがあり、李衛とはあまりそりが合わなかつたらしく、その點がどういふわけか雍正帝には高く評價されていた。

許容原有理繁之才。但器小易盈。若加以大品、恐其驕蹇難於共事。(李衛・六年四月初六日)

という李衛の評に、雍正帝は、硃批で、此論朕頗不以爲然。許容尚屬端直。但在下不甘、在上不

勝、是其短處。此一任甚爲相宜。

と答えており、その位の方が、觀風整俗使の任には適當であると考えていたようである。李衛は、六年九月の奏摺においても、浙江巡撫にふさわしい人を薦擧せよとの上諭にこたえて、

至於許容、才情亦屬可用。惟專好自見其長、每事必欲不同於人。誠如聖明洞照。若臣與之共爲督撫、不免有掣肘調停之處。臣愚昧之見、湖南巡撫不與總督同城、正得展其風力。

とのべて、許容の性格から考えて總督・巡撫が同城する浙江巡撫はふさわしくないの、一人で思いのままに力をふるえる条件のある湖南巡撫にして、湖南巡撫王國棟を浙江巡撫に入れかえることを請うている。その時の殊批では、雍正帝は許容を山西巡撫にするつもりであつたらしいが、やがて彼は甘肅巡撫に任用されている。

蔡仕船は、福建・南安の人、康熙五十八年の擧人、五十八年浙江糧道となり、雍正六年浙江觀風整俗使となつた。あまりはなばなしい活躍もなかつたらしく、雍正帝の評價もかんばしくないままに、八年事に坐して降調されまもな

く卒したといふ。⁶⁰

蔡仕船以後は、浙江に再び觀風整俗使がおかれることなく、その理由は、浙江の風俗も漸く改まり、且つ李衛という恰好の總督も居ることと再び觀風整俗使を派遣する必要をみとめないといふことである。⁶¹

福建では、雍正七年二月に設置がきめられ、協理直隸總督劉師恕が任命された。⁶² 設置の理由については、實錄には、禮部左侍郎蔡世遠の請によつたとあり、國朝耆獻類徵初編・60 劉師恕傳には、蔡世遠の請は福建の風氣が未だ醇ならず、特に漳州・泉州二府に於いて甚だしいので觀風整俗使をおいて風俗を化導してはどうかといふ觀點から發せられたとある。しかし、福建觀風整俗使の設置は、雍正帝にとつてそれほどの重要なこととは考えられなかつたらしく、實錄・本傳にその後の状況についてふれるところがなく、世宗實錄・卷一三八・雍正十一年十二月壬戌の條に、劉師恕が病によつて解任されると同時に觀風整俗使の缺も裁去されたことを記録するのみである。

湖南では、福建に設置された雍正七年二月に同じく設置された。世宗實錄・卷七八・雍正七年二月乙未の條に、

諭内閣。……湖南地方連歲屢遭荒歉。朕以彼地之人事推之。如姦民謝錄正等、逞兇肆惡、潛蓄邪謀。又有大逆之會靜・張熙等、滅絕天良、性同梟獍。地方有此等逆天悖理之人、以致旱勞不時、民人困厄。雖朝廷之政教頻施、有司之職業無忝、安能代凶惡頑民、祈禱天恩、而寬其遣責乎。楚風愚悍、自昔爲然。朕念率土之人皆吾赤子、同歸於善、甚切殷懷。著照浙江・福建之例、設觀風整俗使一員、勸諭化導之。御史李徽著補授都察院僉都御史、爲湖南觀風整俗使。

とあり、浙江と同様に風氣の惡さをもつてきこえた湖南の民をも天子の赤子として一同に感化すべく觀風整俗使の缺が設けられ、御史李徽が僉都御史の銜を帯びて任に赴いている。湖南の難治はつとに有名で雍正帝も巡撫適任者を得るのに苦心して居たことは、王國棟が湖南巡撫に拔擢された時の奏摺の硃批に、

此任（浙江觀風）本欲令爾整飭數年、以期成効。但湖南地方緊要、廢弛日久、急需治理。布蘭泰操守心術俱好。但器量褊淺、不能化導。該省總不得人。今不得已、命爾巡撫其地。

とあり、浙江で期待どおりの成績をあげつつあった王國棟を任半ばで已むを得ず引あげていることによって明らかである。

李徽は山西・崞縣の人。雍正元年の進士、同年御史となり、四年、直隸省内に御史を派遣して巡察せしめたとき、巡察御史として順德・廣平・大名三府をうけもっている。會靜事件が起り、湖南に敕使を派遣した時には、大學士朱軾の推舉によってその任にあたり、ついで觀風整俗使の設置にもなつて拔擢され、以後四年、吏治を察し、民を安んじ、よくその職にかなつたといわれるが、事に連坐して革職せられ、同時に湖南に於ける觀風整俗使の缺も裁去された。李徽の奏摺は現存の『硃批諭旨』中には含まれていないので、これ以上に彼の治績をたどることは残念ながら出来ない状態である。

廣東では、浙江・福建・湖南と同様の理由で雍正七年十二月に設置され、右通政焦祈年が任命された。

焦祈年は、山東・章邱の人。雍正元年の進士、翰林院編修、雲南道御史、順天府丞を歴任して右通政となり、廣東觀風整俗使となった。

廣東の難治は、民俗獷悍なることもさることながら、當時文武兩派の派閥抗争の激しいこともその一因とされ、焦祈年はいわば派閥抗争緩和のお目付役的な役割を背負わされていたのである。派閥抗争については、世宗實錄・卷九五・雍正八年六月丙申の條に、

諭内閣。凡内外大小事務、必據實辦理、始得其是非之正、合乎人心之公。若有挾制之弊、及苟且遷就之情、則事不得其正、而違乎人心之公。其爲吏治風俗之患不小矣。至於文武、雖屬兩途、然同爲朝廷之官、同辦國家之事、實爲一體。所當和衷共濟、據實秉公、以盡勿欺之道。聞得『外省有文官已申文書、而武員恐其干碍、或於中途掣回者、或勉強令其更改者。』武旣可以施之於文、則文亦可以施之於武。似此挾制成風、苟且遷就、何以得事之實情。事之弊竇。況目前草率結局、而嫌隙自此而生。文武不和、實始於此。著督撫提鎮、通行曉諭、嚴加禁約。

とあつて、全國的な派閥抗争禁止の諭を發しているが、世宗實錄・卷九八・雍正八年九月戊申の條には更に、

諭内閣。自古爲治之道、在於和衷。……然能和之道、惟在於公。公則必不至於不和。不公則斷不能和。此又一定

不易之理。朕所日日訓誨天下臣民、而望其洗心滌膚・信受奉行、以共享昇平之福也。文武雖屬兩途、然同在一省一方之中、同辦國家之事。不但有同舟之誼、實如手足臂指之同在一身也。……惟有廣東一省、惡習相沿、頽風難挽。文與武旣分爲兩黨、而文與文、武與武、又各分爲一黨。如楊文乾・石禮哈・常賚・阿克敦・官達之互相排

陷、仇怨相尋、則皆方願瑛一人從中播弄之所致。至於文武彼此告訐之言、不可殫述。……膺國家簡命之榮、受管轄兵民之寄、乃以營私網利之故、相傾相軋、効市井無賴小人之所爲、而置人心風俗・官方戎政於不問。爾等不知自愧。朕實爲爾等愧之。……朕今再頒諭旨、通行曉諭、著該督撫等、遵照刊刻。通省文武大小官弁各給一道、俾令朝夕觀覽、改前愆而敦善行。儻再有蹈襲故轍、罔知俊悔者。則是冥頑不靈、自違越於德教之外矣。國法具在、本人自無所逃。而文武大臣表率無方、訓導不力、有忝封疆之任、負朕倚任之恩、亦定行嚴加處分、不稍寬貸。觀風整俗使亦當留心稽察可也。

とあり、廣東一省に派閥抗争の風の未ださかんなることが、上諭を刊刻して朝夕拜讀せしむる處置をとり觀風

整俗使には充分氣をつけて稽察するように命じている。廣東の官界に於ける派閥抗争については、雍正帝の心痛は相當のものであつたらしく、焦祈年赴任の日にも直々に訓諭を與えている。

臣蒙皇上天恩優渥、疊加擢用。前曾於恭請聖諭之日、跪聆天語諄諄、以廣東從前樹黨積習諭臣。嗣於雍正八年十月初八日、欽奉上諭、厯念粵東文武、令臣留心稽察。

(焦祈年・九年六月二十九日)

とある。しかし、この風は一朝一夕に除去することは出来ず、焦祈年は、十年八月十九日附の奏摺で、ことごとくに派閥抗争が表面化する例として次のような出来事を報告している。

(1) 肇慶府陽江縣の縣衙で餉銀の盜難事件がおこった。知縣の邱愨はそれを隠して報告せず、罪もない人民をとらえて犯人にしたてあげ、一方で土地の紳衿連中から盜まれた額の金を借りてうめあわせをつけた。ところが肇慶道の張渠が實情をかぎつけて肇慶府に命じてとりしらべさせたところ實情が判明した。その中に張渠が所用で省城に赴き巡撫衙門の司道官員の集會所に行くとその場に

居あわせた按察使の黃文煒が大聲で言った。

『邱愨は湖北の王巡撫が特に推薦した人である。張渠が今回邱愨をきびしくとりしらべて、若し參革處分にでもなれば、王巡撫までが責任を問われることになるではないか』と。

一緒に居た面々も一齊に張渠の非を責めたてたが、張渠は、

『盜難事件のとりしらべは、もともとわたしの責任である。むやみに事件をおこそうとしてやっているわけではない。』

と答えた。兩方が互に論争をつづけたが、巡撫の鄂彌達が邱愨を題參處分にした。それでも、黃文煒と張渠との間は釋然としないようである。

(2) 高州府通判の管復が海船の修造の事務を委任された時、彼はそのための銀兩をつかいこんで高雷廉道の毛世榮に摘發されて揭參された。ところがあろうことか高州府知府の張兆鳳が管復をかばって、しばしば毛世榮に管復の扱いに手加減をしてくれるようたのみ込んだ。そこで毛世榮は張兆鳳をも管復と一緒にして揭參した。つい

で毛世榮と張兆鳳が相前後して省城にやって來た時按察使の黃文煒が衙門内に一席設けて、毛世榮を招いて酒宴を催し、張兆鳳と仲直りするよう強要した。毛世榮は、『法の定めでは掲參すべきことなので、(この處分は)もともと私情から出たものではなく、仲直りの必要はない。』

といった。黃文煒は顔色をかえて立上るとすぐさま張兆鳳を促してその場を去り一緒に飲んで散會した。

廣東に於ける觀風整俗使の設置について注目すべきことの一つは、本來、學臣の行すべき地方學官・教職や士子・生員の教化の任務が觀風整俗使にも委讓されている點で、廣東に於ける使缺の設置が學臣制度の上にも何らかの關係をもっていることが知られることである。この點については、荒木氏がすでに指摘されたことでもあり贅言を必要としないであらう。^④

廣東に於ける觀風整俗使は雍正十年十二月焦祈年が順天府尹に轉出するに際して裁去されている。

このようにして、觀風整俗使は雍正十一年十二月福建使缺の裁去を最後に姿を史乘から消し去るに至ったのであ

る。裁去の理由は浙江の場合に、前に言及した理由が述べられているだけで、他の場合については述べられていないので、これと斷言は出来ないが、督撫・布按・學臣などとの間に予期しない摩擦がおこることが多く、企てたはずの政治の圓滑化が却って阻害されることの方がより大きかったからではないかと思われる。

四

觀風整俗使の設置をみたのは上述の四地方であって、その他の地方にはついに設置されることはなかったが、その他にも政治上に問題をはらむ地方は多いはずである。それらの地方に設けられなかったのはどのような事情があつたことであらうか。設置の氣構えがなかったわけではなからうと思われる。例えば、世宗實錄・卷八二・雍正七年六月壬寅の條に、

諭廣西省在京之官員、據廣西學政衛昌績奏稱『粵省風俗澆漓、而紳士實爲首倡。』卽該省鄉紳之在京居官候補者亦稱『本地紳士庶民湔洗積習、未能驟除。應設觀風整俗使、以司化導。』等語。

とあり、廣西出身の官員達から廣西にも觀風整俗使の設置方を奏請しているが、これに對して雍正帝のとつた態度はどうであつたか。前文に引續いて、

朕觀。廣西乃邊遠小省、通籍於朝者、本不多人、而其中即有謝濟世・陸生栢者、狂悖嘗凌、目無法紀。則該省風俗之薄劣、即此可見矣。今御史陳弘謀等請照衛昌績所

奏、設立觀風整俗使。獨不思爾等果能於忠孝禮讓之道、身體力行、以爲衆人之模楷、而又各教訓其子弟、各規勸其鄉黨、則小民慕義嚮風、觀感興起、風俗自日歸於淳厚。若不能端本澄源、躬先表率、而望秉鐸司教之官家嘯戶曉、使之改過遷善、易俗移風、所謂逐末而忘其本也。

とある。廣西の風俗のよからぬことは、さして多くもない朝籍に名をつらねるものの中から謝濟世・陸生栢の輩を出していることでもわかるが、是正策としての觀風整俗使設置の願が、當然郷黨の師表となるべき廣西出身官員の手に出たことが雍正帝にとつて快からぬことであつた。そこで、お前たちが率先して郷土の風俗を端するのが本來なのに、それをサボって、天子にすべての責任をおしかぶせて、「秉鐸司教の官」を派遣して、民風の改善工作をする

よう願ひ出るなどは、責任逃れも甚だしく、物事の枝葉のことばかりにかまけて、大切な根本を忘れることだと怒をぶちまけている。願ひついにとりあげるところとはならなかつた。雍正帝のツムジ曲りのな性格がちよつぱりのぞいているようで面白い。

又、直隸も天下の中心として旗民雜處の地であり、強いものが弱いものを虐げることが一般の風となり、風俗も淳厚とはいいがたい地方であつた。天下が一つの道德の下に樹つことをモットーとする雍正帝にとつて、お膝元の直隸をそのままにしておくことはたえられぬことであつた。さりとて直隸は直接天子の感化でという自尊心から、觀風整俗使を設置することもはばかれたのである。御史を派遣して巡查せしめるにとどめ、雍正四年十月、大學士・九卿に定議せしめて同年十一月具體化されて實行に移された。

この點から考えて、觀風整俗使の設置は、ある一定の見透しの下に行われ、恒久性をもたせることを目的としたものとは考えられず、差當つて問題のある地方に設置してみた上で効果を検討してみようとする臨機之處置であつたと

いうことが出来ると思う。効果があがれば順次他にも及ぼさんとする氣構えであったと思われるが、何分その性質上、とかく督撫・布按などの地方官との間に摩擦をひきおこす危険の方がより大きなものとなったと考えられ、功罪相ひきくらべて効果の方が疑問になって来たことが、機會あることに使缺が裁去されていった原因ではないかと思う。

む す び

これまでの考察を簡單にまとめると次のようにいうことが出来ると思われる。

觀風整俗使が設置されたのは、浙江・福建・湖南・廣東の四省分で、設置期間は殆んどが短期間である。設置にはそれぞれある理由が述べられては居るが、すべて元明以來朝廷にとって頭痛の種であった地方である。しかし廣西に結局設置されなかったことなどから考えると、觀風整俗使の設置は雍正帝個人の恣意による面が強いと思われる。

觀風整俗使には雑多な事務がおしかぶせられ、およそ政治に關係ありとみとめられることについて見聞するところはすべて皇帝に報告する権利と義務を有し、督撫に掣肘さ

れることなく果斷の處置をとることを許されて、いわば督撫に對するお目付役的役割をはたすことになった。そこで督撫と協調しながら任務を全うすることの出来る適任者を見つけ出すことがむずかしいことになって来る。あまりにやり手すぎると督撫の權限にまで容喙することになり、ひいては一省内のごたごたの原因ともなり、優柔不斷にすぎれば有名無實のものになりかねない。又、觀風整俗使の設置は難治をもつてなる土地を督撫に任せきるのは氣の毒だという雍正帝の善意に出發したことはあったが、督撫の立場からすれば、結局自分は皇帝に政治力を買われないことになる。従つて觀風整俗使との間に表面立たぬにせよ、ある種の反目が出るのは自然のおもむくところであらう。ここに豫期したほどの成果があがらず次々に使缺が裁去された理由がある。皇帝と人民との間に介在する複雑な政治機構によつてなり立っている獨裁政治の中で、地方末端の事情までを直接に天子が把握せんとしてもそれは無理で、末端のことは結局地方官に任せて、彼等を信賴しておかざるを得ない。これが獨裁政治の一つの限界でもある。雍正時代に於ける觀風整俗使の設置・廢止をめぐる動きは、そ

觀風整俗使一覽表

省分	年次										
	雍正四年	雍正五年	雍正六年	雍正七年	雍正八年	雍正九年	雍正十年	雍正十一年			
浙江	10 —《王國棟》—	5 —《許容》—	10 —《蔡仕舩》—	11							
福建				2	—《劉師恕》—				12		
湖南				2	—《李徽》—				7		
廣東					12	—《焦祈年》—				12	

* 表内のアラビア數字はその年次に於ける月次を示す。

の意味で獨裁政治の一限界を私たちに語りかけるものであろう。

〔補注〕

- ① 小野和子「清初の思想統制をめぐって」(東洋史研究十八—三)
- ② 荒木敏一「雍正時代に於ける學臣制の改革—主として其の任用法を中心として—」(東洋史研究十八—三)
- ③ 宮崎市定「雍正時代地方政治の實狀—硃批諭旨と鹿州公案—」(東洋史研究十八—三)
- ④ 清稗類鈔卷二七には浙江に於ける鄉・會試の停止と觀風整俗使の設置を同時のこととして次のように記して居る。
雍正丙午(四年)九月。世宗以浙江風俗澆漓、特授光祿寺卿王國棟、爲浙江觀風整俗使。並停浙江鄉・會試。蓋以文字獲罪之汪景祺・查嗣庭皆浙人也。
- ⑤ 小野和子前掲論文。
- ⑥ 硃批諭旨 李衛 五年二月十七日摺參照。
- ⑦ 硃批諭旨 王國棟《硃批》に、
紹興惡習之反遜於杭・嘉・湖者、蓋緣生事不法之徒皆出在外故也。
- ⑧ 世宗實錄・卷九七・雍正八年六月、
諭內閣。……浙省素稱人文極盛之區。今年會試、朕加恩取中至七十名、而一甲三人、悉登浙士。或者士子之心、不免矜驕之氣。
- ⑨ 國朝著獻類徵・初編72・本傳。

- ⑩ 硃批諭旨・李衛・雍正五年六月二十七日。又雍正帝自身も後任者許容に王國棟を手本にするよう次のように訓諭している。
 《硃批》王國棟觀風兩浙、可謂盡善。汝宜事事循做而行。
 （硃批諭旨・許容・雍正五年六月十五日）
- ⑪ 國朝耆獻類徵・初編72・王國棟傳。
- ⑫ 世宗實錄・卷七十二・雍正六年八月丁未。
- ⑬ 硃批諭旨・李衛・雍正五年三月二十四日。
- ⑭ 清史稿・列傳78・蔡仕舫傳。
- ⑮ 蔡仕舫原非大才、亦因卿奏而始加陞擢。然其心術尚不至差謬。
 （硃批諭旨・李衛・雍正七年八月十一日摺・硃批）
- 蔡仕舫一派虛偽、朕所深悉。前爲伊子科考、曾浼孫國爾、向程元章請託。即此一節而論、則其品行卑污可見矣。（硃批諭旨・李衛・雍正八年四月十五日摺。硃批）
- ⑯ 清史稿・列傳78・蔡仕舫傳。
- ⑰ 清史稿・列傳78・蔡仕舫傳。
- 上諭曰。浙江風俗已漸改移。又有總督李衛、善於訓導。不必再遣觀風整俗使。
- ⑱ 世宗實錄・卷七七・雍正七年二月壬午及び甲申の條。
- ⑲ 世宗實錄・卷五一・雍正四年十一月乙未。
- ⑳ 清史稿・列傳78・李徽傳。
- ㉑ 世宗實錄・卷一三八・雍正十一年十二月壬戌。
- ㉒ 清史稿・列傳78・李徽傳。
- ㉓ 世宗實錄・卷八九・雍正七年十二月戊申。大清會典事例・卷三六六・禮部學校・學校設官。
- 皇朝通考・卷七〇。學校考八・直省鄉黨之學。なお、荒木氏前掲論文參照。
- ㉔ 清史稿・列傳78・焦祈年傳。
- ㉕ 荒木敏一、前掲論文。
- 〔附記〕この論文は、昭和三十一年以來參加している、京都大學人文科學研究所雍正硃批諭旨研究班に於ける一成果である。御指導下さった諸先生方に厚く御禮申しあげる次第である。
 （昭和三十八年十月十日稿了。）